

医療DX推進体制に関する説明事項

当事業所は、より質の高い看護を目指し、医療DX(※1)推進体制を整えております。
健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。
取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

【目的について】

オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

【個人情報の取り扱いについて】

以下の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。

○個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

○厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、患者様及び代理人の同意に基づいて行われます(※2)。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【訪問看護医療DX情報活用加算について】

上記取り組みに対し、令和6年度診療報酬改定に伴い、訪問看護医療DX情報活用加算を算定いたします。
◆訪問看護医療DX情報活用加算 (新設)月1回 500円(3割負担の場合150円)

※1:医療DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、医療現場におけるデータの収集、分析、活用を通じて、医療の質や効率を向上させる取り組みのことです。政府は医療現場におけるDXを推進しており、医療現場で使用されるデータを活用し、よりの確な診断・治療の提供や、医療費の削減を目指しています。病院や薬局、訪問看護ステーションなど、医療分野におけるデジタル化が進む中で、より効率的で質の高い医療サービスを提供することが期待されています。

※2:訪問時に、専用のモバイル端末にて健康保険情報と一体化したマイナンバーカードの認証を行い、ご利用者様または代理人様からの情報提供同意の有無について確認致します。

(居宅同意取得型オンライン資格確認)

訪問看護ステーションなごみ

令和6年9月